

令和6年度都留市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、山梨県の東部に位置しており、周囲を山々に囲まれた中山間地域であるが、「平成の名水百選」に選ばれた清らかな水のあふれる自然環境に恵まれており、市内の農林業の振興を図る起爆剤として、平成28年11月に農林産物直売所を備えた「道の駅つる」をオープンし、生産者の所得向上及び遊休農地の解消等に向けた取組みを推進している。

また、野生鳥獣による食害や生活被害の発生による営農意欲の減退により、遊休農地の増加が課題になっていたが、中山間地域総合整備事業の活用によって、獣害柵の整備に加えて、ほ場整備、農道及び水路の改修等、農業生産基盤の整備を進めており、営農規模の拡大及び意欲のある担い手への農地集積が期待されている。

全耕地面積に占める割合は、主食用米の作付面積が最も多く、戦略作物においては、大豆及び米粉用米の作付面積が多い状況であるが、農業者の更なる所得向上等に資するため、ブドウ、モモ及びスモモ等の果樹の栽培にも取り組んでいる。

主食用米の需要が減少する中では、他の作物への作付転換を促進する必要があることから、地域内で高収益である果樹等の生産振興を図り、産地化及びブランド化を推進していくことで水田の収益力強化を目指していく。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○適地適作の推進

地球温暖化の進行により、既存の果樹産地では着色不良及び日焼け果実の発生等の弊害が生じている状況である。

元々、高標高地で冷涼な気候である本市での果樹栽培は難しいとされてきたが、地域おこし協力隊を活用した果樹の試験栽培を実施してきた結果、品質の良い果樹が収穫できることが実証され、道の駅つるに出荷するまでに至っているため、収益性の高い果樹栽培への転換を推進することを基本とする。

また、野生鳥獣による食害が比較的少なく、本地域での作付けに適している「にんにく」の栽培も併せて推進していくことで、農業者の所得向上を目指す。

○収益性・付加価値の向上

地域で生産される農産物の品質及び収量向上のため、弾丸暗きょ等による排水対策、ほ場条件の改善及び作業効率の向上につながる設備等の導入を推進していく。

また、6次産業化、農福連携、有機JAS認定農地を活用した作付け及び果樹王国やまなしならではの4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度等を活用することで、付加価値を高める取組みを推進していく。

○新たな市場・需要の開拓

道の駅つる、ＪＡ、地元小売店、給食センター等との連携を強化していくことで、市内農産物の需要を高める取組みを推進していき、市内農産物のＰＲ活動や情報発信等を幅広く実施していくことで、実需者の掘り起こしを進め、ふるさと納税の返礼品としての活用等を含めた、新たな物流網の構築を目指す。

○生産・流通コストの低減

人・農地プランの実質化に向けた取組みを推進していくことにより、地域ごとに中心となる担い手に対する農地の集積、機械化体系の確立及び機械共同利用の導入等を図ることで、生産コストの低減を目指す。

また、地域内外に向けた集出荷に係る流通手法を検討していくことで、流通コストの低減を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○地域の実情に応じた農地の在り方

中山間地であるため、団地化が見込める農地及び作物は少ない現状であるが、農地所有者の高齢化等により、耕作の継続が難しくなるケースが多くなっている。

そのため、担い手への農地の耕作依頼や担い手間での農地の利用調整に係る対応が増加しているが、積極的なマッチングを図る中で、農地の保全及び活用に努めていく。

また、ほ場条件等が良く、団地化に資するようなケースでは、水稻から果樹等の高収益作物への転換を推進し、水田として利用可能なケースでは水田としての利用を継続していく。

○地域におけるブロックローテーション体系の構築

農地の利用状況は、営農計画書及び現地確認で確認しているが、中山間地であり、ほ場条件が良くない当該地域においては、ブロックローテーションによる畑地化には至っていない。

今後は、ブロックローテーションによる高収益作物及び転換作物等の作付けを推奨することにより、一年を通じて作業が分散され、作業分散を行うことにより、天候及び災害時における経営リスクの分散を図り、担い手への集約化を行う中で、大規模化及び低コスト化を推進することで、水田の更なる有効活用に努めていく。

○水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

畑作物のみを生産し続けており、水稻作付に活用される見込みがない農地については、水田台帳等を活用して作付状況の点検を行った上で、土地所有者及び耕作者双方の合意のもと、畑地化への強い意向が確認できる場合には畑地化を推奨していく。

また、水田の畑地化にあたっては、まさ抜き等の条件整備が必要となるため、機構借受農地整備事業を積極的に活用することとし、市単補助金等の各種支援制度を活用してもらう中で、「果樹」、「にんにく」等の高収益作物の生産振興につなげていく。

4 作物ごとの取組方針等

当該地域内の水田については、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用していきながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

売れる米作りの徹底によって、米の産地としての地位を確保することとし、前年の需要動向及び集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

また、中食・外食ニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の推進を図る。

(2) 備蓄米

該当なし

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

該当なし

イ 米粉用米

産地交付金を活用しつつ、当該地域内の実需者（エルフィン等）との結びつきを強化していく中で、米粉用米の生産拡大を図る。

ウ 新市場開拓用米

該当なし

エ WCS 用稲

該当なし

オ 加工用米

該当なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

現状の排水良好水田においては、弾丸暗きょ等による排水対策に取り組みながら、5年後においても、現状の麦・大豆の作付面積からの拡大を目指す。

(5) そば、なたね

現状の排水良好水田においては、弾丸暗きょ等による排水対策に取り組みながら、5年後においても、現状のそば・なたねの作付面積からの拡大を目指す。

(6) 地力増進作物

該当なし

(7) 高収益作物

産地交付金を活用し、転作における「果樹」・「にんにく」等の高収益作物への転換の支援を行う。

また、栽培体系の確立を図る中で、当該地域での産地化及びブランド化を推進

し、作付面積の拡大及び収量の確保に努め、地産地消の向上を目指すとともに、農業所得の向上を目指していく。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	150	0	150	0	150	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	0	0	0	0	0	0
米粉用米	2.4	0	2.9	0	2.9	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0.3	0	1	0	1	0
大豆	1	0	1.5	0	1.5	0
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0.1	0	0.1	0
なたね	0	0	0.1	0	0.1	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	17.6	0	18.2	0	18.2	0
・野菜	16	0	16	0	16	0
・花き・花木	0	0	0.1	0	0.1	0
・果樹	1.5	0	2	0	2	0
・その他の高収益作物	0.1	0	0.1	0	0.1	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	果樹（ブドウ・モモ・スモモ・柿・梅・ベリー類） 【基幹作】	地域振興作物の作付け への上乗せ助成	果樹の作付面積の 拡大（ha）	（5年度）1.54ha	（6年度）2.0ha （7年度）2.0ha （8年度）2.0ha
2	にんにく【基幹作】	地域振興作物の作付け への上乗せ助成	にんにくの作付面積の 拡大（ha）	（5年度）0.48ha	（6年度）1.0ha （7年度）1.0ha （8年度）1.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:山梨県

協議会名:都留市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物の作付への上乗せ助成	1	13,000	果樹(ブドウ・モモ・スモモ・柿・梅・ベリー類) 【基幹作】	対象作物を作付けた面積に応じて、助成単価に基づき助成
2	地域振興作物の作付への上乗せ助成	1	13,000	にんにく【基幹作】	対象作物を作付けた面積に応じて、助成単価に基づき助成

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。